

四日市市告示第73号

四日市市企業OB人材センターアドバイザー事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月12日

四日市市長 森 智 広

四日市市企業OB人材センターアドバイザー事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市企業OB人材センターアドバイザー事業実施要綱(平成29年四日市市告示第212号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(支援の対象)</p> <p>第3条 前条第1号に掲げるアドバイザーが行う支援の対象は、主たる事業所を市内に有する中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者をいう。)のうち、製造業を主たる事業として営むものとする。<u>ただし、人材育成に関する支援については、業種を問わないものとする。</u></p>	<p>(支援の対象)</p> <p>第3条 前条第1号に掲げるアドバイザーが行う支援の対象は、主たる事業所を市内に有する中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者をいう。)のうち、製造業を主たる事業として営むものとする。<u>ただし、人材育成に関する支援については、この限りでない。</u></p>
<p>(アドバイザーの登録取消)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条に規定するアドバイザーの遵守事項及び別に定める事項に違反したとき。</p>	<p>(アドバイザーの登録取消)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条に規定するアドバイザーの遵守事項並びに別に定める事項に違反したとき。</p>

第5号様式及び第6号様式を次のように改める。

四日市市企業OB人材センターアドバイザー支援申請書

年 月 日

四 日 市 市 長

住 所

名 称

代表者

印

四日市市企業OB人材センターアドバイザーの支援を受けたいので、四日市市企業OB人材センターアドバイザー事業実施要綱第12条の規定により、下記のとおり申請いたします。

【依頼分野】 ○を付けてください。

1. 人事・労務管理	2. 経営企画・戦略立案
3. 情報化・IT活用	4. 技術・製品開発
5. 生産管理・物流管理	6. 海外展開
7. 販路開拓・マーケティング	8. 社員教育
9. 企業支援	
10. その他（具体的に：	）

【支援希望日】

年	月	日	午前 / 午後	時	希望
年	月	日	午前 / 午後	時	希望
年	月	日	午前 / 午後	時	希望
年	月	日	午前 / 午後	時	希望
年	月	日	午前 / 午後	時	希望
年	月	日	午前 / 午後	時	希望

【依頼事項及び依頼内容を具体的にご記入ください】

〔依頼事項〕
〔依頼内容〕

【ご担当者様についてご記入ください】

氏 名	()	所属・役職	
電 話	()	E-mail	

住 所
名 称
代表者

四日市市企業OB人材センターアドバイザー支援決定（却下）通知書

年 月 日付けで支援申請のあった 年度四日市市企業OB人材センターアドバイザーの支援について、四日市市企業OB人材センターアドバイザー事業実施要綱第13条の規定により、下記のとおり（ 決定 ・ 却下 ）したので通知します。

年 月 日

四日市市長

印

記

1. 支援事項

--

2. 担当アドバイザー・支援日程

[担当アドバイザー]						
[支援日程]	年	月	日	午前 / 午後	時	
[支援日程]	年	月	日	午前 / 午後	時	
[支援日程]	年	月	日	午前 / 午後	時	
[支援日程]	年	月	日	午前 / 午後	時	
[支援日程]	年	月	日	午前 / 午後	時	
[支援日程]	年	月	日	午前 / 午後	時	

3 遵守事項

- (1) アドバイザーの指導・助言等及び第三者の紹介に関して、貴事業所、貴機関に損害が生じた場合、市はその責を一切負わないものとする。
- (2) アドバイザーの指導・助言等に関して、故意又は重大な過失があると認められている場合を除いて、アドバイザーはその責任を一切負わないものとする。
- (3) アドバイザーによる指導・助言等の期間及び日程等が、天災その他やむを得ない事情により変更される場合は、受付担当機関、アドバイザー、支援先の三者において協議の上、予定された内容の相談が実施されるよう日程等について再調整を行う。

第8号様式を次のように改める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(商工農水部商工課)